



いじめ防止等のための基本方針

目 次

第1章 基本的な事項	1
1 いじめ防止の基本目標	1
2 いじめの定義	1
3 いじめについての共通認識	1
第2章 組織の設置	2
1 名称	2
2 構成員	2
3 役割	2
第3章 いじめの未然防止・早期発見	2
1 いじめの未然防止	2
2 いじめの早期発見	3
3 いじめの未然防止・早期発見のための主な取組 【年間計画】	4
第4章 いじめへの適切な対処	5
1 基本的な考え方	5
2 基本的な対応手順	5
第5章 重大事態への対処	6
1 重大事態とは	6
2 重大事態についての調査	6
※ 関係機関連絡先	6

令和7年5月

静岡市立清水桜が丘高等学校

〒424-8752 静岡市清水区桜が丘町7番15号

電話 054-353-5388

FAX 054-354-1466

ホームページ <http://www.s-city.ed.jp/>

第1章 基本的な事項

1 いじめ防止の基本目標

- 自分を大切に、他者をも大切にできる生徒の育成
- 日頃から小さな変化を見逃さない深い生徒理解
- 生徒の心身の安全確保を最優先し、迅速かつ組織的な対応

未然防止

早期発見

適切な対応

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と^①一定の人的関係にある他の生徒等が行う^②心理的又は^③物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。 いじめ防止対策推進法第2条1項

①学校の内外を問わない。当該生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

②「仲間はずれ」や「集団による無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

③物理的とは、身体的な攻撃の他、金品をたかられたり、隠されたりすることなどをいう。

【いじめの具体例】

●冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

・やじ ・ひそひそ話 ・本人が不快と感じるあだ名 ・「うざい」「きもい」「死ね」

●仲間はずれ、集団による無視をされる。

・無視 ・蹴られる ・グループに入れない ・机を離す

●軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

・叩かれる ・こづかれる ・わざと体当たりされる ・つねられる ・転ばされる

●ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

・殴られる ・蹴られる ・プロレスの技を掛けられる

●金品をたかられる。

・家からお金を持ち出すことを強要される ・おごられる ・借りたものを返さない

●金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

・靴を隠される、捨てられる。 ・持ち物を傷つけられる、落書きされる。

●嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

・使い走りにされる ・荷物を持たされる ・万引きを強要される ・衣服を脱がされる

●インターネット上のいじめ（スマートフォン等で誹謗中傷や嫌なことをされる）

◇不特定多数の生徒が関わり、関係者を特定しにくい（ツイッター、ブログ、フェイスブック等）

・掲示板での誹謗中傷・個人情報や画像等の流出・「なりすまし」・「炎上」

◇特定の生徒だけが関わるため、発見が遅れる（メール、LINE 等の無料通信アプリ）

- ・無視を目的とした「既読スルー」
- ・個人情報や画像等をグループや個人に送信される
- ・自分のみが外れたグループが作成される「仲間はずれ」

第2章 組織の設置

1 名称 学校いじめ対策組織

2 構成員

教頭、生徒指導主事、教育相談担当教諭、各学年主任、関係学級担任、養護教諭とし、必要に応じて、校長、副校長、部活動顧問等その他関係教員、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSWr)、外部関係者に出席を求める。

3 役割

- (1) いじめの未然防止
- (2) いじめへの対応
- (3) 教職員の資質向上のための校内研修の企画と実施
- (4) 年間計画の企画と実施
- (5) 年間計画の進捗状況チェック
- (6) 各取組の有効性のチェック
- (7) いじめ防止等のための基本方針の検証・見直し(PDCA)

第3章 いじめの未然防止・早期発見

1 いじめの未然防止

「問題が発生しにくい学校風土を作る(未然防止)」という考え方に立ち、生徒の望ましい人間関係の構築や、自他を大切にする心の育成を図るなど、未然防止の取組を行う。

(1) 自他を大切にする心の育成

学校は人権尊重の精神に立ち次の力を育てる。

ア 意見の相違があっても、互いを認め合いながら、建設的に調整し解決する力

イ 自分の言動が周囲にどのような影響を与えるかを判断して行動する力

そのために、特に授業において

- ・わかる授業や達成感のある授業、秩序のある授業の実践に努める。
- ・主体的・対話的で深い学びを推進し、主体性や他者と協働する力などを育てる。
- ・発表者の姿勢、聴衆の傾聴など、他を尊重する意識を育てる。

(2) 全ての教育活動を通した道徳教育・人権教育及び体験活動等の充実

ア 行事等を通し、豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力を養う。

イ 生徒一人ひとりの良さが発揮され、互いを認め合う雰囲気づくりに努める。

(3) 生徒の自主的活動への支援

ア 生徒会や委員会活動において、生徒の主体的な活動を支援する。

イ 生徒が自主的にいじめの問題等について考え、議論するなどのいじめの防止に資する活動を行う。

(4) 情報モラル教育の推進

ア 教科「情報」において、情報リテラシーやモラルについて理解を深める。

イ 生徒と保護者に対し、インターネット安全講座を実施する。

ウ ネットパトロールを活用し、SNSの安全な使用について日常的に指導する。

(5) 教職員の資質向上に向けた研修の実施

ア 校内研修や職員会議・打合せ等の時間に、生徒理解に向けた研修を実施する。

イ SCやSSWr等の専門家を講師とし、具体的な事例研究等を行う。

2 いじめの早期発見

(1) いじめを発見する手立て

ア 教員による早期発見の工夫

- (ア) 様々な教育活動を通じた生徒との関わりを大切にする。
- (イ) ホームルームや部活動などの生徒集団にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかという点等に気を付けて観察する。
- (ウ) 遊びやふざけあいのように見えるもので気になる行為があった場合は関係教員間で情報を共有する。

イ アンケート調査等による情報収集

- (ア) いじめアンケート調査等を計画的に行い、事後面談を丁寧に実施する。
- (イ) ネットパトロールで情報収集し、面談等で迅速に対応する。

ウ 教育相談を通じた把握

- (ア) 定期的な面談等を通し、生徒理解に努める。
- (イ) SC や SSWr の活用と連携を積極的に進める。

エ 保護者、地域、外部機関との連携

- (ア) 日頃から保護者や地域との良好な人間関係を構築し、相談しやすく、協力を得やすい環境づくりに努める。
- (イ) 相談や通報の仕方等について、配布物や保護者会等を利用して周知する。
- (ウ) 必要に応じて外部専門機関等と連携し、情報収集に努める。

(2) いじめを訴え出やすい環境の整備と手段の周知

ア いじめを訴え出やすい環境の整備

- (ア) 生徒や保護者と、日頃から良好な人間関係を築く。
- (イ) 些細な情報であってもきちんと対応し、学年等の関係職員で情報共有する。
- (ウ) 「心身の安全を守る」という教職員の姿勢を伝えとともに、相談室等の一時的に避難する時間や場所を提供し、本人の心のケアなどに努める。

イ 家庭に対して、学校へのいじめの訴えや相談方法の周知

- (ア) いじめや体罰についての相談員(副校長、教頭、養護教諭、相談室長)、SC や SSWr 等への相談方法を、「入学のしおり」や保護者会等を活用して周知する。
- (イ) 関係機関(静岡市子ども若者相談センター、静岡県警察少年サポートセンター、医療機関(学校医)等)へのいじめの訴えや相談方法、連絡先等を配布物等により周知する。

いじめの未然防止・早期発見への共通認識

いじめは、「どの学校でも起きている」と考える
いじめは、必ずしも悪意によって引き起こされるとは限らない
いじめは、「見ようとしなければ見えない」ものである
いじめは、日々の教育活動すべてが未然防止・早期発見へとつながる
いじめは、教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である
いじめは、学校・家庭・地域社会等すべての関係者が一体となって取り組むべき問題である

3 いじめの未然防止・早期発見のための主な取組【年間計画】

ホームルーム、授業、特別活動、部活動等における取組は年間を通して行う。

月	年 間 計 画	備 考
4	・相談窓口の周知、「いじめ防止等基本方針」の周知 ・人間関係づくりプログラム ・授業における情報リテラシー・モラル教育（通年） ・e-ネット安心講座 ・スクールカウンセリング ・1年生心理テスト ・面接週間	・クラッシー、HP 等により、保護者、生徒等に周知する ・ネットでのいじめ、携帯電話等の適切な使用について外部講師による講座 ・生徒の望ましい人間関係づくり支援 ・教科「情報」でのネットマナー等についての指導 ・生徒個々の特性を把握し、望ましい人間関係づくり等に資する
5	・保護者クラス懇談会 ・こころの教育（保護者向け講演会） ・スクールカウンセリング	・ホームルーム担任との個別面談 ・心の教育懇談
6	・第2回学校運営協議会 ・生徒集会 ・第1回ネットパトロール（*） ・第1回いじめアンケート ・アンケート面談 ・いじめ対策組織 ・思春期講座（1年生） ・スクールカウンセリング	・「いじめ防止等基本方針」を説明し、情報交換を行うとともに、協力を要請する ・風紀委員会より全校生徒へ啓発活動 ・全校生徒対象に実施する ・アンケートで気になる生徒に個別面談 ・結果を受け、対象生徒に個別対応 ・いじめ対策組織で対応について協議する
7	・集会指導 ・スクールカウンセリング	・終業式、学年集会にて講話
8	・三者面談	・家庭と情報交換する
9	・面接週間 ・スクールカウンセリング	・ホームルーム担任との個別面談
10	・スクールカウンセリング	
11	・第2回ネットパトロール（*） ・第2回いじめアンケート ・アンケート面談 ・いじめ対策組織 ・スクールカウンセリング ・第3回学校運営協議会	・全校生徒対象に実施する ・アンケートで気になる生徒に個別面談 ・結果を受け、対象生徒に個別対応 ・いじめ対策組織で対応について協議する ・6月アンケートの結果について共有する。
12	・集会指導 ・スクールカウンセリング	・終業式、学年集会にて講話
1	・体罰アンケート ・セクハラアンケート ・スクールカウンセリング	・全校生徒対象に実施し、必要に応じて個別面談
2	・いじめ対策組織 ・スクールカウンセリング	1年間の取組を報告し、意見交換を行う 1年間の取組を検証し、次年度へ向けての対策を検討する（PDCA）
3	・スクールカウンセリング	

（*）ネットパトロールの時期は未定

第4章 いじめへの適切な対応

1 基本的な考え方

いじめ（疑いを含む）を発見し、または通報・相談を教職員が受けた場合は、学校は、地域や教育委員会と連携をし、組織的に対応することにより、被害生徒を徹底して守ります。加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導をします。

2 基本的な対応手順

いじめの訴え、いじめに関する情報、いじめと思われる状況の察知

- 日常における生徒の兆候を把握する（担任・全教職員）
- アンケート等からの発見
- 生徒や保護者からの訴え

いじめ（疑いを含む）の報告

- 直ちに校内いじめ対策組織（学年主任、生徒課長、教頭）へ報告。
- 一人で抱え込まない。または対応不要であると個人で判断しない。

校内いじめ対策組織

事実確認と状況の把握 情報の共有をし、組織的な対応につなげる。

いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒、周りの生徒、いじめを受けた生徒の保護者に対して、いじめの情報を聞き取り、情報を整理し、的確に事実確認を行い、いじめか否かの判断をする。また、いじめに係る情報を適切に記録する。

- 被害者・加害者への具体的な対応や指導の手順等を検討。

- 役割分担を明確にする。

周囲の生徒と全体への指導担当、保護者への対応担当、関係機関への対応担当等

- 決定した対応方針を職員間で共通理解する。

被害生徒、保護者への援助

- 全力で守り通すという教師の姿勢
- 保護者からの訴えや相談には親身になって応じる
- 保護者と共に支援する体制をつくる。
- カウンセリング等の支援を行う。

他の生徒への指導

- いじめを受けた側の要望を確認し、指導内容、指導時期等を検討。
- 情報の提供者へも配慮する。
- 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させる。

継続指導・指導の見直し

加害生徒、保護者への指導・対応

- 行った行為について、許されないことを十分に自覚させ、謝罪方法等を一緒に考える。
- いじめの背景にあった状況について一緒に考える。

関係機関との連携

- 市教育委員会、警察、少年サポートセンター等、連携協力を図る。
- SCやSSWrなど専門家との連携協力を図る
(参考：p.6 関係機関連絡先)

いじめの解消

「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされていること

- ①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安。）
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害・加害両生徒の状況、被害者本人・保護者に対する面談等で確認する

第5章 重大事態への対処

1 重大事態とは

法28条に以下の通り示されている。

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の^①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が^②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ①生徒が自死を企図した場合 精神性の疾患を発症した場合
 身体に重大な傷害を負った場合 金品等に重大な被害を被った場合 等
- ②年間30日間を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席している場合には迅速に対応する。

2 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合や、重大事態に至る可能性がある場合には、速やかに市教育委員会に報告し、市教育委員会の判断のもと、市教育委員会又は学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。

- (1) 保護者への情報の提供
 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。
- (2) 報道への対応
 ア 情報の収集・広報の窓口を一本化（副校長）する。
 イ 情報の公開等については、必要に応じて市教育委員会の指示を仰ぐ。

※ 関係機関連絡先

	関係機関等	電話番号
公共機関	静岡市教育委員会事務局教育総務課	054-354-2503
	静岡県警察少年サポートセンター	0120-783-410
	静岡地区：静岡中央警察署	054-250-0110
	静岡南分室：静岡南警察署	054-288-0110
	清水分室：清水警察署	054-366-0110
	静岡市児童相談所	054-275-2871
医療機関	静岡市立清水病院	054-336-1111
	静岡済生会病院	054-285-6171
	[学校医内科] 渡辺内科医院	054-352-2538
いじめに関する生徒の相談窓口	24時間子供 SOS ダイアル	0120-0-78310
	静岡市24時間子ども若者電話相談	054-254-6811
	こどもの人権110番	0120-007-110